

先端研究基盤共用促進事業（コアファシリティ構築支援プログラム） 公募 Q&A

※更新部分は赤字 令和2年5月22日時点

	質問	回答
【事業の内容について】		
1	<p>機関としては、新たな共用システム導入支援プログラムもしくは、研究機器相互利用ネットワーク導入実証プログラム(SHARE)を実施しているが、重複して申請して良いか。</p>	<p>提案は可能です。 本事業は機関内の統括部局を強化する取組になりますので、機関全体として戦略的にどのように共用を実施するのかの構想全体を踏まえて申請ください。</p>
2	<p>今回の公募事業は「新たな共用システム導入支援プログラム(新共用)」の後継事業(継続、発展)と受け止められるが、新共用を採択されていない機関でも申請できるのか。また、申請できたとしても、新共用の採択機関の方がアドバンテージがあるのではないか。</p>	<p>申請可能です。本事業は、全学的な研究設備・機器のマネジメント体制を構築することを目的としており、研究組織単位でのマネジメントを求める新共用事業とは異なるものです。申請いただいた場合には、新共用事業の実施・未実施の区別なく、申請内容を平等に審査いたします</p>
3	<p>本事業は、機器共用に関する先端的な取組をさらに伸ばすことに主眼を置いているのか、まだ進んでいない大学を伸ばすことに主眼を置いているのか。</p>	<p>本事業は、モデル事業として様々なケースの取組を実施することを想定しています。</p>
4	<p>統括部局の在り方自体に特色が求められているのか、全体的な機器共用の取組に特色が求められているのか。</p>	<p>提案機関の強み／弱みを踏まえた特色のある取組を提案していただくことを想定していますので、それが統括部局の在り方自体なのか全学的な機器共用の取組なのかは、各機関それぞれの考え方にに基づき提案ください。</p>
5	<p>整備運営方針や共用ルールの策定・改善も必要となるとはどこまでのルール(学長決定など。)を想定しているのでしょうか。</p>	<p>整備運営方針や共用ルール・システムの整備については、機関全体での方針やルールを定めるものですので、その趣旨を踏まえるとともに、各機関それぞれの事情に応じて定めてください。</p>
6	<p>公募要領にて実施要件として「統括部局において、外部機関からの共用機器の利用等の窓口機能を設置」とあるが、ここで言われている外部機関からの共用機器等の利用とは概要の図にある企業等から相談があった際にそれに対応するという外部利用を想定されているのか。 それとも国立研究開発法人や大学共同利用機関法人が行っている公募型の共用まで想定されているのか。</p>	<p>企業等からの相談に対応する外部利用窓口を想定しています。</p>
7	<p>公募要領 P2 2.2 応募対象(b)については、対象が大学共同利用機関法人なのか、もしくは大学共同利</p>	<p>大学共同利用機関法人が対象となります。 公募要領 P2 2.2 応募対象では、「(b)大学共同利用</p>

	用機関なのか。	機関法人(国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第4項に規定する大学共同利用機関法人をいう。)」と記載しておりますが、「第2条第3項」の間違いです。
8	本事業の実施額について、複数機関と連携した場合、一機関ごとに年間6千万円程度となるのか、もしくは、複数機関合計で年間6千万円程度となるのか。 仮に事業を5年間実施した場合は、5年間で6千万円程度となるのか。	公募要領 P4 記載のとおり、本事業の年間の実施額は6千万円程度です。 一機関での提案を想定されている場合は、一機関で6千万円程度です。 複数機関との連携による提案を想定されている場合は、連携される複数機関合計で6千万円程度です。 なお、5年間の計画で事業を想定されている場合は、毎年度6千万円程度となります。
9	公募要領 P4、2.4 実施額及び採択件数について、実施額は1件当たり年間6千万円程度ということでよいか。 採択件数が複数の場合であっても、1件当たり年間6千万円程度ということでよいか。	そのとおりです。
10	初年度の委託費は、事業期間に合わせて按分となるのか。	初年度の委託費が、事業期間に合わせて按分されることはありません。
11	公募要領 P14 別表「人件費」について、「独立行政法人、特殊法人、国立大学法人及び学校法人については、人件費対象者が運営費交付金、私学助成の補助対象者ではないこと。」とある。国立研究開発法人は入っていないが、本事業内でクロス・アポイントメントにて5%のエフォートで、国立研究開発法人に勤務する方を本事業の人件費として計上できるか。	公募要領 P4「応募対象」に記載のとおり、本事業において、独立行政法人は「独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人」としています。 本条項を踏まえて、独立行政法人については国立研究開発法人を含んでおりますので、公募要領 P14 記載のとおり、独立行政法人については、人件費対象者が運営費交付金の対象者ではない場合、計上可能です。
【事業の体制について】		
12	代表機関と協力機関のみの申請も可能か。	可能です。
13	複数機関との連携による提案が可能となっているが、(複数の機関が参加した)ネットワークを1つの機関(協力機関)として提案することは可能か。	可能です。
14	事業途中(2年目など)から実施機関や協力機関を増やすことは可能か。	事業途中(2年目など)から増やすことは可能です。 ただし、実施機関や協力機関の役割などを明確に説明いただいて、文部科学省にて可否を判断いたします。

15	事業途中(2年目など)から協力機関を実施機関に変更することは可能か。	事業途中(2年目など)から変更することは可能です。ただし、何を実施するために変更を行うのかを明確に説明いただいて、文部科学省にて可否を判断いたします。
16	実施機関もしくは協力機関として、2つ以上の代表機関の申請に参画することは可能か。	可能です。
17	A大学が単独で応募しつつ、B大学(代表機関)の下でA大学が実施機関(あるいは協力機関)として参加することは可能か。	可能です。
18	代表機関の単位は、大学等だと思われるが、「新たな共用システム導入支援プログラム」の統括部局を本事業の柱として申請することも可能か。	公募要領 P2 の実施要件の通り「経営に関与する者(例えば理事クラス)をトップ」とした統括部局を設置することとしておりますので、この要件を踏まえて各機関それぞれの考え方にに基づき申請ください。
19	今回の公募では、「複数機関との連携による提案」も可能とされていますが、これは大学の再編・統合を念頭に入れた申請を想定されたものか。	特段、大学の再編・統合を念頭に入れた申請を想定したものではありません。
20	他機関との連携申請について、他機関と連携する場合、連携機関は大学全体と連携する必要があるのか。例えば、 ①A大学(代表機関)とB大学全体 ②A大学(代表機関)とB大学の〇〇部局 のどちらを想定しているか。②の場合は、B大学の強み部分となる部局との連携でも可能か。	必ずしも大学全体と連携する必要はなく、①も②も可能です。②の場合、連携機関の強み部分となる部局との連携も可能です。
【経費の用途について】		
21	各経費ごとの上限や初年度のみ経費などの制限はあるか。	上限も制限もありません。
22	経費の用途はどこまでを想定しているのか。例えば、研究設備・機器の更新再生・高度化に必要な経費とあるが、予算の範囲内であれば(新たな研究設備・機器の購入、製造を除く)基本的にすべて認められるのか。	経費の用途は、公募要領 P5 の通りですが、P12 記載「実施要件に定めた取組を実施することを主眼としているため、事業趣旨に沿った経費の計上」をお願いします。
23	公募要領 P5 のコアファシリティ構築費の経費の用途として、「研究設備・機器の更新再生・高度化に必要な経費」と記載されているが、現有する装置に対して、高額な老朽部品の交換や、新規に付加機器を追加することなどは、「設備備品費」と「雑役務費」のどちらになるか。	「設備備品費」になります。

24	公募要領 P5 の「再配置」「更新再生」の意味は何か。また、「新たな研究設備・機器の購入、製造は、原則として認められない。」との関係は何か。	再配置とは、設備・機器を集約するための移設を意味しています。また、更新再生とは、壊れた設備・機器を共用するために修理することを指しており、設備・機器の元々持っていた機能の原状復帰のための修理を認めています。
25	設備備品費として、機器の高度化の経費があるが、前処理の自動化装置などの機器の附属品は購入可能か。	附属品であれば可能です。 ただし、公募要領 P6 記載のとおり、取得価格が 10 万円以上かつ耐用年数が 1 年以上の機械装置、工具器具備品を購入又は改良する場合、取得した財産は国の財産となることに留意する必要があります。
26	設備備品費について、既存の機器の附属品は購入可能であるが、単独で使えるものも購入可能か。それとも単独では使えないものが購入可能か。	既存の機器を更新再生・高度化するために必要な附属品もしくはオプションは購入可能です。
27	申請様式 P8 に、「(3)実施期間中に必要となる設備備品費(うち取得価格が 100 万円以上)の内訳」として「取得価格が 100 万円以上となる更新再生・高度化に係る設備備品費の購入又は改良経費については、その内容及び必要性などを明記してください。」とあるが、これは単品で 100 万円以上となるものを指しているのか？ 例えば、単品で 40 万円のを 10 機導入する場合は、記載の必要はないのか？	取得価格が単品で 100 万円以上のものを指しています。
28	設備備品費について、セキュリティルームを設置するための改装費用(鍵の交換、指紋などの認証システムや監視カメラの設置費用、NTT 専用回線の敷設)などは支出可能か。	施設の付加価値を高めるような施設整備に係る予算は不可となります。 設備備品費や雑役務費として処理することができる範囲のものを想定しています。 なお、鍵については施設と一体となるものとなるため充当できないと考えています。
29	公募要領 P14 別表「設備備品費」の欄に記載の、「取得価格が10万円以上かつ耐用年数が1年以上の機械装置、工具器具備品の購入又は改良に要する費用。 ※資産計上するものの経費」について、 ・部品代が消耗品(10 万円以下)であれば、設備備品費には該当しない。 ・部品代が 10 万円以上(用品)でも、耐用年数が 1 年未満は該当しない。	御理解のとおりです。 また、耐用年数が1年以上であれば、約220万の設備備品費として計上してください。 公募要領を確認いただき、事業趣旨に沿った経費の計上をお願いいたします。

	<p>・ただし、部品代が10万円以上で耐用年数が1年以上なら、作業費が含まれても、「機械装置、工具器具備品の購入又は改良に要する費用」に該当するので設備備品費に該当する。</p> <p>という理解(作業費は”改良に要する費用”)で良いか。</p> <p>また、実際に更新再生・高度化のため、例えば、部品代約20万+作業費約200万の案件の場合、約220万の設備備品費として計上して良いか。</p>	
30	更新再生・高度化等により、取得価格が10万円以上かつ耐用年数が1年以上の機械装置、工具器具備品を購入又は改良する場合、取得した財産は国の財産となることに留意する必要があるとのことだが、その場合、大学に所有権移転いただくことは可能か。	国に所有権移転後に、大学等については無償貸付をします。
31	共用システムを運営・管理する共用機器室やスペースは、全学として物理的に同じスペースに配置しなければならないか。	物理的に同じスペースに配置することが望ましいですが、機関全体としての整備運営方針を踏まえて、分散の方が効果的・効率的であれば問題ございません。
32	どのような場合に老朽化した研究設備・機器の廃棄に必要な経費に計上可能か。	例えば、共用する研究設備・機器を集約したスペースを確保するために老朽化した研究設備・機器を廃棄する場合、共用していた研究設備・機器が故障したことにより廃棄する場合がありますが、契約に当たっては個別に計上可否を検討します。
33	保守管理費は、一括契約しなければならないのか。	一括契約を推奨いたしますが、契約形態については、経済的かつ合理的なものを選んでください。
34	申請様式3ならびに公募要領P14に記載されている「消耗品費(自主的なメンテナンスに必要な経費のみ可)」について、その条件にある「自主的なメンテナンス」とは、研究装置の寿命を長くするための予防的な部品交換、日々の手入れに必要な消耗品という解釈に限られるか。	自主的なメンテナンスとは、外部の機関等への発注をすることなく、機関内の職員によって、研究設備・機器の正常な状態を維持できるよう、必要に応じて適宜管理することを意味しています。当該措置に必要な消耗品費の計上は可能です。
35	機器予約システムのソフトウェアライセンスを取得するのに委託費の充当は問題ないか。	問題ありません。課金システムの導入に必要なものであり、一度ライセンスを取得すれば永続的に使用

		<p>可能なものを想定しています。</p> <p>事業の実施状況や財政状況等により委託費の縮減や短縮の対象となる場合があります。</p>
36	<p>既存の機器予約システムの改修費(申請内容に合わせた機能拡張)に委託費を充当させることに問題はないか。</p> <p>また、可能な場合、事業実施期間内での改修期間に限定はあるか(新たな共用システム導入支援プログラムでは、採択1年目のみシステム構築が許可されていた)。</p>	<p>既存の機器予約システムの改修として充当することに問題ありません。</p> <p>また、事業実施期間内でしたら期間に限定はありません。</p>
37	<p>既存の機器予約システムと、この他の学内の関連システム(例えば、予算執行システムなど)を連携させるための費用に委託費を充当することは問題ないか。連携のためには、機器予約システム、学内関連システムのどちらについても改修が必要になり、そのいずれの費用も充当可能か。</p>	<p>既存の機器予約システムと学内の関連システムを連携させる費用として充当することに問題ありません。</p>
38	<p>申請様式 P5 の表に、「電子計算機諸費」の項目に、「〇〇システム導入」とある。</p> <p>例えば、予約管理システムを外部の企業に外注する場合は、「電子計算機諸費」になるか。それとも「再委託費」になるのか。</p>	<p>「電子計算機諸費」になります。</p>
39	<p>人件費について、クロス・アポイントメントにより例えばエフォート 20%で雇用されている方の人件費も本事業で支払うことは可能か。</p>	<p>本事業に従事しているエフォート分を計上していただくことで可能です。</p>
40	<p>人件費について、エフォート管理の方法はどのようにすればよいか。</p>	<p>科学技術・学術政策局、研究振興局及び研究開発局委託契約事務処理要領 第 6 記載の通り、備上決議書(日額、時間給の決定事項を含む。)、出勤簿、作業日報、出面表、給与支払明細書、領収書及び会計伝票又はこれらに類する書類等で管理ください。</p>
41	<p>文部科学省との打合せに国内旅費は、計上可能か。</p>	<p>当該業務に関する打合せについては計上可能です。ただし、複数の業務がある場合はそれぞれの経費で按分してください。</p>
42	<p>委託費で認められた範囲を超えた取組を行うために、運営費交付金等から追加支出することは可能か。</p>	<p>可能です。</p>
43	<p>企業や他大学に開放して利用料収入を得る場合、減額や一部返納などはあるか。</p>	<p>利用料収入があったとしても、委託費の減額や一部返納はございません。なお、公募要領 P5「2. 8 利用</p>

		<p>料収入の用途について」で記載のとおり、コアファシリティの運営にあたって利用者から利用料を徴収する場合、徴収した利用料はコアファシリティ運営に必要な経費に充ててください。</p>
44	<p>費目間(大項目)流用について、「直接経費全体の30%を超える」場合は変更承認申請を行う必要があるか。</p>	<p>科学技術・学術政策局、研究振興局及び研究開発局委託契約事務処理要領 様式第1-2 第10条第1項(2)記載「業務計画書の「Ⅲ. 委託費の経費の区分」における大項目と大項目の間で経費の流用(人件費への流用増を除く。)を行うことにより、いずれかの大項目の額が3割(その大項目の3割に当たる額が50万円以下の場合は50万円)を超えて増減する変更をしようとするとき、委託業務変更承認申請書を甲に提出し、承認を受けなければならない。」とされています。</p> <p>なお、要領様式1-2 第7条第4項記載のとおり、「乙(受託先)は、乙及び再委託先毎に区分して経理し、それぞれの間で経費の流用を行ってはならない。」とされています。</p> <p>また、受託先においては、文科省と交わした契約書(実施計画書)に沿って業務を実施いただくこととなりますので、流用を前提として計画を作成しないようお願いいたします。</p>
45	<p>事業開始後、想定外に対象機器の故障がなかったり、想定外に機器の修理が発生することがある。そのような場合には、事前に届け出れば、流用ができるか。</p>	<p>毎年度締結する契約書内における業務計画書に基づき、事業を実施いただくことが前提です。その上で、Q&A集の「経費の用途について」記載のとおり、科学技術・学術政策局、研究振興局及び研究開発局委託契約事務処理要領 様式第1-2 第10条第1項(2)記載「業務計画書の「Ⅲ. 委託費の経費の区分」における大項目と大項目の間で経費の流用(人件費への流用増を除く。)を行うことにより、いずれかの大項目の額が3割(その大項目の3割に当たる額が50万円以下の場合は50万円)を超えて増減する変更をしようとするとき、委託業務変更承認申請書を甲に提出し、承認を受けなければならない。」とされています。</p> <p>なお、要領様式1-2 第7条第4項記載のとおり、「乙(受託先)は、乙及び再委託先毎に区分して経理し、</p>

		それぞれの間で経費の流用を行ってはならない。」と しています。
【申請書類について】		
46	申請様式や概要以外に、参考資料を添付してもよ いか。	問題ありません。
47	本申請書類の審査はカラーとモノクロのどちらを想 定されているか。特に、申請書内の図をカラーで作 成した場合、審査上の支障が生じるか。	どちらでも問題ありません。
48	申請様式 1 について、申請機関が提案する取組を 特徴づける名称を記入することはできるか。 凡例 ○○○大学 「○○○○○の取組」	申請様式については、フォーマットどおりに御記入く ださい。そのため、当該記入をいただくことは御遠慮 ください。
49	申請様式 1 について、様式 2 以降は青字部分の削 除の補足があるが、例えば協力機関がない場合でも 黒字部分「協力機関(、)」のように残して提出にな るのか。もしくは、黒字でも青字部分に記入事項が ない場合は削除して構わないか。	1 機関で申請いただく場合、「実施機関」「協力機関」 を削除ください。
50	申請様式 2-2 について、既に全学的な機器共用化 が進んでいるために「(1)研究機関全体での研究基 盤の整備・運用実績(共用に係る取組を含む)」の 記載が中心になり、「(2)研究機関内における研究 組織での研究基盤の整備・運用実績(共用に係る 取組を含む)」に特段の情報がない場合は、(2)の記 入枠の省略は可能か。	記載する内容がない場合も、削除はせずに空欄とし てください。なお、これまでの研究組織単位での取組 実績を御記載いただくことも可能です。
51	申請様式4の担当者名は、どのレベルの担当者を 想定しているか。	任意ですが、文部科学省等からの問い合わせ窓口 になりますので、対応ができる者としてください。
52	公募要領 P8 の 7.2「体制整備等自己評価チェックリ スト」及び P9 の 7.4「研究活動における不正行為 への対応等に関するガイドラインに基づく取組状況 に係るチェックリスト」の提出は、事業に参画するす べての機関(代表機関、実施機関、協力機関)から の提出が必要か。	公募要領 P8 及び P9 記載の通り、受託機関及び再 委託先(代表機関及び実施機関)は提出が必要で す。文部科学省からの委託費を受けない機関(協力 機関)は提出不要です。
53	「研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修確 認について」の書類内の「実施責任者」とはガイドラ インで求める「研究倫理教育責任者」と「コンプライ アンス推進責任者」のことか。	「実施責任者」とは、本事業においては、提案様式 1- 6 中の「提案代表者」に該当します。そのため、提 案代表者名でまとめて一つ提出いただきます。 なお、こちらの提出については、公募要領 P10 の 7.6

	その場合、学内で「研究倫理教育責任者」と「コンプライアンス推進責任者」が複数名いる場合には複数枚必要か。	の通り、提案した内容が採択された後、契約締結手続きの中で提出いただくこととなります。
54	複数機関での申請の場合、申請書類の提出は代表機関が代表して提出すればよいのか。	代表機関が代表して提出ください。
55	様式 2-2「研究機関全体」は、大学(法人)全体としての取組として、〇〇センターを配置し、全学としての・・・という取り組みのイメージ、「研究機関内における研究組織」は、〇〇研究科では、△△、◇◇の装置を有し・・・、という取り組みのイメージをもちますが、このようなイメージでよいのか。 この様式 2-2 は、協力機関/再委託機関を予定する場合はそれらも含めた全体、協力機関/再委託機関の中のそれぞれの研究組織についても記載する必要があるか。代表機関の取り組みだけでよいのか。	イメージのとおりです。 様式 2-2 の記載内容は、複数機関による提案の場合は、代表機関に関する取組実績のみを記載することを想定しています。
56	様式 2-1(4)事業の実施計画を含めた資金計画において、青字で記載されている「共用設備・機器の整備・運用計画や共用システムの導入計画が事業期間に見当たったものとなっているか」については、「事業期間の 5 年間の間に、本事業経費やその他法人資金ならびに施設利用料や産学連携による資金導入をもって、共用設備・機器の整備運用計画や共用システムの導入計画が 5 年間の間に法人にて計画したものが着実に履行される、資金や活動計画であること」という、実施計画と資金計画ならびにそれが事業期間に達成できることを示すこと、という解釈で良いか。	御理解のとおりです。なお、記載の観点として、3 点示しており、事業期間内の計画のみならず、事業終了後も継続的な取組となるよう、資金調達計画および雇用する人材の雇用計画の観点も御記載ください。
57	申請様式 3「経費の見込額」の「(3)実施期間中に必要となる設備備品費(うち取得価格が 100 万円以上)の内訳」について、学内公募により選定することを考えているため、現時点で想定される研究設備・機器について記載することで問題ないか。	現時点で想定される研究設備・機器について記載ください。なお、備考として当該趣旨を記載いただくようお願いいたします。毎年度の契約書作成の際に、事業費への計上の可否について調整を行います。
58	申請書様式 3 の「(3)実施期間中に必要となる設備備品費(うち取得価格が 100 万円以上)の内訳」について、取得年度は更新再生・高度化を行う機器の取得年度ではなく、本事業採択後、更新再生・高	本事業採択後、更新再生・高度化を行う年度を記載ください。

	度化を行う年度を記載するという理解で良いか。	
【審査について】		
59	公募要領別紙1(評価項目及び審査基準)「ワーク・ライフバランス等の推進に関する評価について」、 どういう加算となるのか。再委託先機関も含むのか。	公募要領別紙1(評価項目及び審査基準)記載のとおり、該当する認定等の中でもっとも高い区分により評価を行います。 提出は、代表機関のみが該当です。
60	面接審査は代表機関の代表者の出席が必須か。	面接審査については、代表機関の代表者の出席を必ずしも求めているものではありませんが、責任を持って回答ができる者(例えば、申請様式4の統括部局長など)であることを期待します。
【その他】		
61	参加表明については、代表機関のみがすべきか。 それとも全ての機関が表明する必要があるのか。	代表機関が代表して表明し、連携機関も明確にしてください。
62	本事業は今年度限りの公募なのか。	政策の動向、初年度採択された機関の進捗や知見等を踏まえて検討します。